

日本クマネットワーククマ類トランクキット貸出に関する規約

2024年12月22日承認

(目的)

第1条 この規定は、日本クマネットワーク（以下、JBN）が管理しているクマ類トランクキット（以下、トランクキット）の貸出に関して定めるものとする。

(貸出の対象者)

第2条 クマ類の生態や対策などの知識を正しく普及啓発することを目的として使用を希望する、以下に該当する団体または個人に対して貸出を行う。

(1) 以下に該当する非営利の団体または個人。

- 1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校、大学、専門学校、学童保育施設などの教育機関や保育所などの福祉施設
- 2) 博物館などの社会教育施設
- 3) 国、地方公共団体
- 4) 自治会、協同組合などの公共的団体
- 5) 上記以外の営利を目的としない団体および個人

(2) 以下に該当する団体または個人。

- 1) 前項(1)に該当するが業務委託を受けて使用する場合
- 2) 営利を目的とする団体、個人

(貸出の費用)

第3条 第2条(1)に該当する場合は原則として無料とする。

第4条 第2条(2)に該当する場合には1回の貸出し期間につき3,000円以上の利用料の支払いを原則とするが、必要に応じて代表、副代表、事務局長で協議を行い、条件を設け無料での貸し出しを検討できる。

第5条 いずれの場合も送料については利用者が負担する。

第6条 故意に教材をひどく汚したり、大きく破損させた場合は、修繕費用は利用者負担とする。

(貸出の期間)

第6条 原則として2週間以内とする。

(貸出の申請)

第7条 トランクキットの利用を希望する者は、原則として2週間前までにJBNホームページ

ージの貸出申し込みフォーム等を利用し、利用の許可を受けなければならない。

(利用上の遵守事項)

第 8 条 トランクキットの貸出を許可された者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所有者（日本クマネットワーク）情報を明示すること。
- (2) 実物標本を含む破損しやすい教材の取り扱いに十分に注意し、万が一破損や紛失があった場合は貸し出し担当のトランクキット管理者に報告すること。
- (3) トランクキットの申し込み時に申請した目的のみに使用し、無断で資料の複写や転用などを行わないこと。

付則

- 1 本規程は、2025 年 1 月 1 日から施行する。